

トピックス 市政

CITY TOPICS

一般不妊治療費を 助成します

特定不妊治療（体外受精・顕微受精など）の前段階として行われる一般不妊治療（性タイミング療法・ホルモン療法など）に要した費用の一部を助成します。平成19年7月1日以降に行われた一般不妊治療を対象とします。

対象者 市内に住所があり、産婦人科・泌尿器科などで不妊症と診断され一般不妊治療を受けている戸籍上の夫婦で、夫および妻の前年の所得の合計額が70万円未満の方

助成内容

一般不妊治療に要した自己負担額の2分の1以内の額を、1年度当たり5万円を上限として助成します。助成期間は2年を限度とします。

申請方法 夫婦の健康保険証、印鑑、振込先がわかるものをお持ちのうえ、保健福祉グループで手続きしてください。

※申請の際は、次の①～⑥の添付書類が必要です。（④⑤⑥については、申請者の同意を得て市が確認することができる場合、省略することができます）

- ① 一般不妊治療費助成金支給受診等証明書
 - ② 該当する治療費の領収書
 - ③ 一般不妊治療費助成金の支給に関する同意書
 - ④ 戸籍上の夫婦であることを証明する書類
 - ⑤ 住所地を証明する書類
 - ⑥ 夫および妻の所得額を証明する書類
- ※申請書などは保健福祉グループホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ先

いきいき広場内保健福祉グループ
52-19871

妊婦・乳児 健康診査費の助成

助産所や、県外の医療機関で受診した妊婦・乳児健康診査に要した費用の一部を助成します。助成を行うのは各受診票に記載された検査項目の範囲内とし、各健診ごとの助成額は助成額一覧表以内とします。

助成額一覧表

妊婦健診	第1回	6,980円
	第2回一般健康診査のみ	5,980円
	第2回超音波検査あり（35歳以上対象）	11,480円
	第3回～第7回	各5,980円
乳児健診	第1回・第2回	各5,350円



大保英人くん・神谷明翔くん

なお、受診票が使える県内の医療機関で受診されている場合は、今までどおり特に手続きの必要はありません。

対象 4月1日以降に行われた妊婦・乳児健康診査

申請方法 医療機関で支払った健診費を償還払いで支給します。次の①から④をお持ちのうえ、保健福祉グループで手続きをしてください。

- ① 妊婦・乳児健康診査受診票（裏面「結果報告書」に記載を受け取ったもの）
 - ② 該当する健康診査の領収書
 - ③ 認印
 - ④ 振込先のわかるもの（郵便局以外）
- ※申請書は保健福祉グループホームページからダウンロードできます。

※すでに受診票をお持ちの方は 償還払いの申請時に必要となりますので、助産所や県外医療機関で受診する場合は、お持ちの受診票の裏面「健診結果報告書」に必ず記載を受けて持ち帰ってください。

申込・問合せ先

いきいき広場内保健福祉グループ
52-19871